

(資料 2)

《保健所における医師の役割》

保健衛生に関する政策又は事業の企画立案、事業実施、業務管理
実施事業の中の医師としての業務の遂行
保健衛生行政推進や健康危機管理において必要な医学的評価、判断の実施
医学的判断を行うために必要な調査の実施、調査方法の検討
保健、医療、福祉等関係機関の有機的ネットワークづくりのための調整

《保健所における主な業務内容》

保健師、栄養士、薬剤師、獣医師等、他の職種の職員と協力して、主に以下のような業務を行います。

業務名	内容
感染症予防	平常時の感染症発生予防対策、感染症発生時の疫学調査、二次感染予防の指導を行います。また、エイズや肝炎の相談・検査を行います。
結核予防	感染症法にもとづく健康診断、患者管理など医療機関と連携した施策を行います。また、結核の早期発見、患者の治療継続の支援、地域における結核予防の普及啓発を行います。
医療安全	医療機関の立入検査等をとおして、医療安全や院内感染対策の充実のための指導、助言を行います。また、医療に対する住民の苦情や相談に応じます。
母子保健	未熟児や障害を有する子どもとその家族に対する個別相談などを行います。
精神保健福祉	自殺予防など地域住民の心の健康づくりのための活動を行います。また、精神障害者が適切に治療を受け、社会復帰や社会参加ができるよう援助します。
難病対策	難病を持つ患者とその家族に対して、療養生活上の相談を行います。
生活習慣病予防、健康づくり対策	がんの克服を始めとした健康寿命アップ推進のため、市町村と連携して、子どもから高齢者まで、各世代に応じた栄養、運動、飲酒、喫煙等についての指導を行います。
食品衛生・生活衛生対策	食中毒、生活衛生などに関する指導、助言を行います。
人材育成	臨床研修医、看護学生等に対し、公衆衛生行政に係る指導・教育を行います。